

日本新聞協会NIE推進事業実施要綱・内規

実施要綱	内規	実施主体
<p>1. 目的 日本新聞協会（以下、新聞協会）が行うNIE推進事業は、自ら考え、学ぶ、社会性豊かな青少年を育成するとともに、活字文化と民主主義を守り、その発展を期することを目的とする。</p>		
<p>2. 事業の内容 新聞協会は上記の目的を達成するため、各新聞社や各地のNIE推進協議会と協力し、実際に学校へ新聞を提供する「新聞提供事業」とNIEを実践する教師を支援する「研究・PR事業」のほか、必要な事業を行う。両事業については別に内規を定める。</p> <p>(1) 新聞提供事業 ①小・中・高等学校等および高等専門学校 の新聞を活用した学習活動に新聞を提供する。</p>	<p>1. NIE推進協議会の要件 (1) 組織としての要件 ①新聞協会加盟新聞・通信社の代表に加え、学校と教育行政からそれぞれ教育側の代表が参加していること ②会則および会費を定め、事務局を設置していること (2) 業務としての要件 ①地域における新聞配置の原則を決定し、それに伴う事務を行う ②諸会合を計画し、開催に伴う事務、会計処理等が行えること ③オリエンテーション、記者派遣など実践指定校との折衝を行う ④博物館・NIE委員会からの要請事項に対処すること (3) その他 博物館・NIE委員会が認めるもの</p> <p>2. 実践指定校 実践指定校は「通常枠」「奨励枠」「全国大会枠」で構成する。</p> <p>3. NIE実践者 NIE実践者は、小・中・高校等および高等専門学校で児童・生徒の指導に当たる教職員とする。</p> <p>4. 実践指定校の数 (1) 実践指定校の「通常枠」の数は都道府県ごとに別に定める学校数を上限とする。 (2) 「通常枠」の各地域の学校数は、5年ごとに「学校基本調査報告書」最新版に基づき算出する。</p>	

実施要綱	内規	実施主体
	<p>②減枠となる6地域（7校分）については、要望のあった地域に限り、次の改定までの5年間は11年度までと同数の枠数とし、減枠としない。当該地域の推進協議会事務局あてに照会し、北海道、秋田、山形、新潟、広島の計5地域（6校分）から11年度までの枠数を維持したい旨要望があり、12～16年度までの通常枠の学校数は533校とする。減枠となる地域の上記救済措置は、次回改定の際までの措置とし、次回以降の対応は改定の際に審議のうえ決定する。</p> <p>（3）「奨励枠」を、第6項の条件を満たし、かつ13年度に実績のある地域からの推薦に限定し、14年度は最大31校、15年度は最大16校とする。各地域の「奨励枠」の数は別に定める学校数を上限とする。</p> <p>（4）向こう3年間のNIE全国大会予定地15校、NIE全国大会の直近の終了地5校の合計20校を「全国大会枠」とする。</p> <p>5. 実践指定校の選定</p> <p>（1）NIE推進協議会は、実践指定校からの申請内容を検討し、NIE専門部会に実践指定校を推薦する。</p> <p>第4項（3）に記載の地域は、「通常枠」以外に「奨励枠」をNIE専門部会に推薦できる。割り当てられた「通常枠」を満たしていない場合でも推薦でき</p> <p>第4項（4）に記載の地域は、「通常枠」以外に「全国大会枠」をNIE専門部会に推薦できる。</p> <p>（2）NIE専門部会は、NIE推進協議会の推薦を受け、実践指定校を決定する。</p> <p>6. 奨励枠の推薦条件</p> <p>（1）奨励枠の推薦条件は以下のとおりとする。</p> <p>①学年全体または全校で取り組んでいる（1学年に1クラスしかない場合には1クラスでも学年全体とみなす）</p> <p>②学校もしくは担当教員に実践指定校経験がある</p> <p>③NIE実践期間中に公開授業を行うこと（公開授業には校内公開も含む）</p> <p>（2）上記3項目をすべて満たす学校のほか、下記の条件を満たす学校も推薦できる</p> <p>④特別支援学校（盲学校、ろう学校及び養護学校）または特別支援学級で取り組んでいる</p>	

実施要綱	内規	実施主体
	<p>7. 提供する新聞に関するルール</p> <p>(1) 実践指定校に提供する新聞は、当該地域のN I E推進協議会加盟社の発行する新聞であり、宅配されるものを対象とする（郵送される新聞は除く）。また、多様な言論の存在意義を理解してもらうため、N I E推進協議会に加盟する新聞は銘柄・部数を平等に提供する。</p> <p>(2) 実践指定校の希望があり、当該地域の加盟社が合意して独自にルールを定めれば、本紙に代え小・中学生新聞、英字新聞を提供することができる。</p> <p>(3) 学校側の希望あるいは地域の実情を考慮し、N I E推進協議会が決定したルールについては、N I E専門部会に報告・了承を得たうえで、これを尊重する。</p> <p>8. 実践指定校への助成額、実践期間、購入上のルール</p> <p>(1) 助成額 実践する教師の人数に応じ、新聞購読代金相当額を助成する。</p> <p>①A型（2人以下の教師による実践） →1銘柄につき1部を延べ2か月</p> <p>②B型（3人以上の教師による実践） →1銘柄につき1部を延べ4か月</p> <p>(2) 実践期間</p> <p>①通常枠 原則2年間とする。</p> <p>②奨励枠 1年（再申請を妨げない）とする。</p> <p>③全国大会枠 1年（再申請を妨げない）とする。</p> <p>(3) 購読上のルール</p> <p>①月決め購読を原則とするが、一部売りに振り替えることもできる。 実践者が一部売り（日決め購読）を希望する場合、全てを日決めに置き換えるのではなく、最低1か月、月決めで購読することを原則とする。</p> <p>②新規実践指定校の購読開始時期 通常枠・全国大会枠 →参加申請書の締め切りに合わせ、原則5月以降または2学期（9月）以降の2通りとする。</p> <p>奨励枠 →参加申請書の締め切りに合わせ、原則5月以降とする。</p> <p>③新聞を注文する販売所への連絡は、実践者が購読開始の前月中旬までに行う。</p> <p>9. 実践者の義務</p> <p>(1) N I Eウェブサイトに掲載する実践例を、新聞協会N I E担当へウェブ上のフォームにより報告する。</p> <p>(2) 実践の記録を「実践報告書」用に文書でN I E推進協議会へ報告するほか、依頼により実践発表を行う。</p>	

実施要綱	内規	実施主体
<p>②実践指定校を対象としたオリエンテーションの実施</p> <p>③記者派遣・出前授業、新聞社見学の実施のほか、教師の希望に応じた活動の実施</p> <p>④新聞づくりの推進および新聞を活用した指導方法の研究支援を行う。</p> <p>(2) 研究・PR事業 ①NIEに関わる補助教材の開発・刊行 ②NIEアドバイザー制度の運用</p>	<p>10. 新聞社の負担 実践者が使用した新聞の部数に応じて、当該の発行本社は購読料の約7割を負担する。</p> <p>11. 新聞提供上の禁止事項 発行本社および販売所は、実践者の申請・注文した期間、部数を超えて新聞を提供してはならない。また、NIE推進協議会は、実践者に対し、購読計画に基づき新聞を申請・注文するよう周知徹底する。この趣旨を相互に徹底するとともに、万一、期間、部数を超えて新聞が提供されるなどの事態が生じた場合は、発行本社の責任で販売所への指導を徹底する。</p> <p>12. オリエンテーションの実施 NIE推進協議会は、年1回以上実践指定校のNIE実践者と懇談する機会を設ける。</p> <p style="text-align: right;">新聞提供事業内規 1996年2月14日制定 1998年3月 2日改定 2001年4月 1日改定 2002年4月 1日改定 2003年4月 1日改定 2005年4月 1日改定 2007年10月12日改定 2008年10月10日改定 2009年3月13日改定 2010年4月 1日改定 2011年4月13日改定 2012年1月25日改定 2013年2月14日改定 2013年11月8日改定</p> <p>1. NIEアドバイザー制度 (1) NIEアドバイザーの申請・推薦 新聞協会が認定するNIEアドバイザーは、実践経験豊かな現役の教師、教師経験者や生涯教育の関係者などからNIE推進協議会が所定の用紙により申請・推薦する。</p>	<p>部会、加盟各社、協議会 部会、協議会</p>

実施要綱	内規	実施主体
	<p>(2) N I Eアドバイザーの認定 N I E推進協議会からの申請書に基づき、N I E専門部会が審議のうえ決定し、博物館・N I E委員会委員長が認定する。</p> <p>(3) 認定書等の発行 N I Eアドバイザー新規認定の際には、新聞協会が博物館・N I E委員会委員長名の認定書を発行する。 N I Eアドバイザーの認知度を高めるため、新規認定時にはN I E推進協議会を通じて各地の教育長あてに認定連絡文書を送付する。所属校の学校長あてには、新聞協会から認定連絡文書を送付する。</p> <p>(4) N I Eアドバイザーの要件 N I Eアドバイザーは、N I E実践経験が2年以上（実践指定校経験1回以上が目安）であるほか、研修会、N I E全国大会等への参加、発表経験に関し、以下のいずれかひとつに該当すること。 ①全国大会での発表経験がある ②地域の実践報告会で2回以上の報告経験がある ③全国大会および地域実践報告会・セミナーの参加が3回以上 ④上記に該当しないが、N I E推進協議会が特に推薦する者</p> <p>(5) N I Eアドバイザーの任期 認定月にかかわらず翌々年度の3月末までの最長3年とする。ただし、N I E推進協議会の更新申請により再任を妨げない。更新する場合は、N I E推進協議会がN I E専門部会へ申請する。</p> <p>(6) N I Eアドバイザーの活動内容 N I Eアドバイザーは各地のN I E推進協議会の活動に積極的に参加してN I Eの普及に努めるとともに、全国レベルでも新聞協会の諸活動に協力してN I E活動の質を向上させる。</p> <p>(7) N I Eアドバイザーの優遇措置 ・N I E全国大会の参加費の免除（懇親会費を除く） ・アドバイザー会議への参加 ・各種講師、ガイドブック執筆に対する作成協力費 ・N I Eに関する情報提供 ・教師による海外N I E事情視察団へ優先参加 ・名刺等に「N I Eアドバイザー」の記載可能 ・名刺の提供（1年間に100枚）</p> <p>(8) 交通費の支給 ブロックN I Eアドバイザー会議開催時、会議に参加するN I Eアドバイザーに1協議会3人を上限に交通費を支給す</p> <p>(9) N I Eアドバイザーの退任手続き 任期途中で退任する場合は、N I E推進協議会がN I E専門部会へ報告する。</p>	

実施要綱	内規	実施主体
<p>③N I E 全国大会ならびに実践発表会、研究会等の開催 ④N I E にかかわる調査・研究活動 ⑤N I E を実践する教師の研修・海外派遣活動</p> <p>⑥N I E 実践教師など人材の養成 ⑦N I E 月間の実施など一般へのPR ⑧「N I E ニュース」、リーフレット類の編集・発行 ⑨ウェブサイト、N I E 全国センターの運営 ⑩関連団体との共同活動</p> <p>(3) その他 博物館・N I E 委員会が必要と認めた事業</p>	<p>2. 実践教師の海外への研修派遣</p> <p>(1) 博物館・N I E 委員会は随時、N I E を実践する教師の養成を目的とした海外研修を行うことができる。 (2) 派遣は、博物館・N I E 委員会の審議を経て決定される。 (3) N I E 推進協議会は、海外派遣にあたって地元の教師を推薦できる。</p>	<p>部会、協議会 部会、協議会 部会、加盟各社、協議会</p> <p>協議会 部会、加盟各社、協議会 部会 部会 部会、協議会</p>
<p>3. 事業計画 博物館・N I E 委員会はN I E 推進事業の年間計画を決定する。</p>		
<p>4. N I E 事業の推進に関する基本原則 以下の各項目をN I E 事業の推進に関する基本原則とする。 (1) N I E を販促の手段としない。 (2) 教育現場を混乱させない。 (3) 地域のN I E 推進協議会で独自の申し合わせがある場合は、これを尊重す (4) 問題が発生した場合は、その都度、地域のN I E 推進協議会もしくはN I E 専門部会で協議し解決を図る。</p> <p>第35回博物館・N I E 委員会 (2012[平成24]年11月7日) 改定</p> <p style="text-align: right;">実施要綱</p> <p>1996年2月14日制定 1998年3月2日改定 2001年4月1日実施 2005年4月1日実施 2007年10月12日改定 2009年3月13日改定 2010年4月1日改定 2011年4月13日改定 2012年1月25日改定 2013年2月14日改定</p>	<p style="text-align: right;">研究・PR事業内規</p> <p>1996年2月14日制定 2004年4月1日改定 2007年10月19日改定 2008年6月11日改定 2009年3月13日改定 2009年11月11日改定 2010年4月1日改定 2011年4月13日改定 2012年1月25日改定 2013年2月14日改定</p>	